

派遣スタッフ向けサービス
～ F A Q :よくあるお問い合わせ～

コムシスシェアードサービス株式会社
人材派遣事業部

給与について

Q1, 給与はどのように支払われますか？

A1, 毎月1日～末日までお仕事していただいた時間をもとに給与計算を行い、翌月15日にご指定口座へお振込みします。
給与支給日が土日祝日の場合は直前の平日が支給日になります。

Q2, 交通費は支給されますか？

A2, 派遣先の勤務条件により異なりますので、営業担当者にご確認ください。

有給休暇について

Q3, 有給休暇はありますか？

A3, 派遣スタッフも有給休暇が取得できます。

お仕事を始めて6ヵ月継続勤務した場合、勤務日数に応じて有給休暇を付与します。以降1年ごとに付与されます。
また、忌引き等、特別有給休暇も付与があります。詳しくは営業担当者にお問い合わせください。

Q4, 有給休暇が何日残っているか確認したいのですが…

A4, 毎月の給与明細にて、前月末までの残日数をご確認いただけます。付与日、付与日数等を確認したい場合は本社人材派遣事業部の事務担当者までご連絡ください。

Q6, 有給休暇は繰り越せるのですか？

A6, はい、1年以内に取得できなかった有給休暇は1年間繰り越せるため、2年間の取得期限となります。
それまでに取得できなかった有給休暇は消滅します。

就業中について

Q7, 体調が悪くて急にお休みをしたい場合はどうしたらよいですか？

A7, 就業開始時間前までに必ず就業先とコムシスシェアードサービスの両方へご連絡ください。

Q8, 通勤途中で事故にあいました。どうすればよいですか？

A8, 事故にあったら、すぐに営業担当または各事業所電話番号までご連絡ください。
通勤途中だけでなく、勤務中の事故もすぐにご連絡ください。

Q9, 電車が遅れたため、「遅延証明書」を提出した場合、その分の給与は支払われますか？

A9, 時給制の場合、実際に勤務した時間に対して給与が支払われます。

例え遅延であっても、勤務できなかった時間については支給対象外になります。

社会保険について

Q10, 社会保険に加入できますか？

A10, はい。2ヶ月を超えて雇用される場合、社会保険の加入対象となります。

Q11, 社会保険の加入資格を教えてください。

A11, ①1週間の所定労働時間が30時間以上。

②1週間で20時間以上30時間未満で賃金月額が88,000円以上。

※契約の初日より加入となります。

Q12, 家族を健康保険に入れたいのですが…

A12, 健康保険の被扶養者となるには条件があります。

○主として被保険者の収入により生計維持されている。

○被扶養者の年収見込額※が130万円未満。

(60歳以上または障害年金受給者は180万円未満)で被保険者の年間収入以下。

○3親等内の親族(後期高齢者医療制度に該当していない)

※状況により必要な申請書類がございますので本社人材派遣事業部 事務担当者までお問い合わせください。

Q13, 健康診断は受けられますか？

A13, はい、定期健康診断を実施しています。対象の方に、年に一度ご案内しています。

その他

Q14, 産前産後休業・育児休業、また介護休業は取得できますか？

A14, 取得できます。詳しくは本社人材派遣事業部 事務担当者までお問い合わせください。

Q15, 裁判員に選出されたのですが、お休みはとれるのでしょうか？

A15, 裁判員に選出された場合は、特別休暇が付与されます。

退職後の社会保険等について

Q16, 退職後の健康保険等の手続きについて教えてください

A16, 退職後、次の就職先の健康保険に加入する方以外は以下の手続きが必要です。

①健康保険について

・国民健康保険へ切り替える⇒お住まいの市区町村へお問い合わせください。

・コムシホールディングス健康保険組合の任意継続を希望する。

⇒退職日の翌日～2週間以内に「任意継続申請書」を当社宛ご提出ください。

②年金について

・国民年金への切り替えが必要になります。年金手帳を持参のうえ、お住まいの市(区)役所の担当窓口へお尋ねください。